

児童福祉法施行令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による地域限定保育士試験の全部
の免除の申請に対する審査の手数料

1 件につき 2,400円 」

改め、同項第75号の次に次の1号を加える。

(75) の2 政党助成法に基づく事務手数料

政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付の手数料

写し1ページにつき 10円

第3条第1項の表第1号の次に次の1号を加える。

(1) の2 児童福祉法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験	前条第2項第3号に定める同法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の手数料	同法第18条の32第1項に規定する指定地域試験機関
--------------------------------------	--	---------------------------

別表第43(49)の項中「第137条の12第6項または第7項」を「第137条の12第11項または第12項」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第75号の次に1号を加える改正規定および次項の規定（滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）別表第1号の改正規定中「第76号まで」を「第75号まで、第76号」に改める部分に限る。）は、令和8年1月1日から施行する。

2 滋賀県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1号中「保育士試験」の右に「の手数料および同法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験」を加え、「第76号まで」を「第75号まで、第76号」に改める。